地貸付けを行う地を管轄する市町村となり、を受けている農地(その者が当該のであることに限る。) を受けている農地(その者が当該農地の所在地を管轄する市町村となり、を受けている農地(その者が当ちで、といて、といて、当時では、一人のであることが地方公共団体又は農地の所在地を管轄する市町村となり、を受けている農地(その者が当該である。) を受けている農地(その者が当該である。) を受けている農地(その者が当該である。) を受けている農地(その者が当該である。としてとれるものが、といる。としては、一人のである。としては、一人のである。としては、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。として、一人のである。というないものである。というである。というないものである。というないる。というないる。というないものである。というないる。といるないる。というないる。といるないる。といるないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。といるないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないる。というないるいるないる。というないる。というないる。というないる。というないるいる。というないるいるないる。というないるいる。というないる。というないる。というないるいるないる。というないるいる。というないる。といるないるいるないる。といるないる。というないる。というないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないるないる。といるないるないる。といるないる。といるないる。といるないる。といるないるないる。といるないるないる。といるないるないる。といるないる。といるないるないる。といるないるないる	活律第二百二十十号)等の条係を対域を表 法律第二百二十十号)等の条係を対域を表 に該当するものをいう。 世権その他の使用及び収益を目的とする権 に該当するものをいう。 世において「特定農地貸付け」とは、農地に に該当するものをいう。 に該当するものをいう。 で、次に とは、農地の貸付け」とは、農地に に該当するものをいう。 で、次に とは、農地の貸付け」とは、農地に に該当するものをいう。 で、次に の貸付けであること。 もの者を対象として定型的な条件で行われ あること。 あること。 もの者を対象として定型的な条件で行われ あること。 もの者を対象として定型的な条件で行われ あること。 もの者を対象として定型的な条件で行われ あること。 もの者を対象として定型的な条件で行われ あること。 もの者を対象として定型的な条件で行われ あること。 もの者を対象として定型的な条件で行われ あること。	条旨 最 定
	五年とする。五年とする。五年とする。五年とする。五年とする。五年とする。五年とする。	○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 施行令 (平成元年九月八日政令第二百五十八号) (平成元年九月八日政令第二百五十八号)
(貸付協定の内容) (貸付協定の内容) (貸付協定の内容) (貸付協定の内容) (貸付協定の内容) (貸付協定の内容) (貸付協定の内容) (貸付協定の内容) (貸付協定の内容) (貸付協定の規定により定められた生産緑地地区の第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の第三条第一項の規定によりであられた生産緑地地区の第三条第一項の規定によりであられた生産緑地地区の第三条第一項の規定によりであられた生産緑地地区の第三条第一項の規定によりでよりで表述である。 と		省 令 (最終改正:平成三十年八月二十八日農林水産省令第(単成元年九月八日農林水産省令第三十六号) (最終改正:平成三十年八月二十八日農林水産省令第三十六号)

間管理機構と締結しているものに限る。)

4 3 2 型 ニー 一るお 五 四 三二 一れ しいたるのび体農三特消前と 効地 が る位なさの農 とい農 る の び ば前て市だ法所貸及地条定し三。そか貸前公特こ置利れ事用前きて業そた特条特特面特な項、町し律在付び貸 農に項 のつ付項平定とに用る業地項は、委のめ定件定定積定らの第村書、地協農付特地関に 他適け第か農。あを土の、第、そ員他の農 農農 農な貸三に又四を完業は完任しませ 他適け第か農政切の三つ地 あを土の(第、そ員他の農り確地た耕一その会農方地 し規 地地 、保をめ作号の申は林法貸かすいののに旨請、水 付 必定 令な適号適貸 貸貸 要す でも正か正付 付付 つるう採目規のが第産、見。草的定承次一省 定のからなけ なる け けけ めでつ第もを 事も にを 妥地の 当かり 大大記に項ので ではるを掲ので なら農せげ承定 係る農 るあ円五の受 項の 係 (はの)、ほ 基る滑号でける る 農 政か 地 地者 す る農 令 のの \mathcal{O} 貸募 で前 適 超当効の耕辺とに請項 定項 切 付集 地 え該率放作のす該が ∕ る も 及 け及 めの 保る な \mathcal{O} な農的牧若地る当あい地かのし域。すっ る承 す事 び 利 のび 所 い地かのし域もがつ目くに る項たが °認 Ď 選 用 期選 在、 るた で 間考 考 及 を あ め特 \mathcal{O} の適総的はお と場 確 その 地 び そ の方 るこ に定 方 で切合に養け 認合 番 保 有農 あな的供畜る \mathcal{O} 法 めに す 他法 及

第(とに同三特 第 を四特 す基条条定 受条定 るづ第農。い二法地 け 農 た特地 者定貸 て項第貸 は農付、地け 耕第三付 作一条け の号第の事に三承の 当貸の 該付変 業規項認 承け更 認に等につ に定第の 供す四基 さる号準 れ農の 係い る特法 て地政 定第 いが令 農三 る所で 地条 も有定 貸第付三 の権め で以る け項 な外基 にの いの準

こ権は、 と原、

つ承

い認

三特

法条定

施特地

行定貸

令農付

第地け 四貸の 条付軽

第け微

項関変

のす更

農る

林農

水地

産法

省等

令の

で特

定例

めに

る関

軽す

ーにな

律

二 一事一 種所場有 合有 項条付 類並合権法に権法は 規 がに 7 筆は又第、法程 びに又第は又第、法程 にはは三、は三次第に 当、伊条で見答 に地収第の収第と項き 的規 取者的規 \mathcal{O} 得のと定し氏すす と定すす 農 林 よ名るる るる権農 水 産 省令 とは利地 利地 す名をに をに で定 る称有つ 有つ すい 権及しい 利びなて るて X

場所

る

- 2 -

の住い所

二村地 廃法がを地と 止第協適方が し三定切公で た条をに共き 場第廃利体及が一般である。 市のるてび 町承旨い農 村認 な業 がを い協 講取り と同 認組 ベ消 め合 きし ら以 れ外 置場 るの 合 場者 又 合が は に都 協 市市

定

町農

、適用、、適用・ の律認 第条農地利用方に目農の 、地貸のに公特的地用 所第を 八 しない。一項に規一項に規 L 有百号に三け 項第一付設供共定と貸に 並十とけ定す団農す付供 規利承並貸公使に び七いの又べ体地るけさ 係十た

> 3 事七て五事は従承当 承 なはの年農でて務号い条務、つ認該農認法け、規法業定同とつる のそてが承業に第れ市定律委め条 のそてが承業に第れ市定律委め条 す第事前区の特あ認委つ三ば町に第員る第 二務条分承定っに員い条な村よ八会軽二 条はの第、規 九地定 り付は付法す及消け、規第るび 項方に 項員第員を掲 第自よ 一治り °第 号法市 七 、町 条 規昭村 がて更一三 てか一関を項 \mathcal{O} て同じ。) の承認をかない市町村にある一項ただし書又は第関する法律(昭和一度をしようとするとなり、 の変更(農林水産 定和がす二処 でいの項項 規 きな承のの 定 る十理 るい認規承。とに定認 は、 第 一号法定で 認係にを 前 めるもるける 項 \mathcal{O} を受けて受けて、 との変た 変 受力さ 更 託十れ にのが \mathcal{O}

> > の当 委る 面 な 託た特変該特び除特積法変 すめ定更特定公く定の第更るの農 定農共。農変三は るの農 と務貸 地貸団下貸に第の とを付 貸付体同付伴 各 す公け る共に 変団係 更体る げる 及農 に規った。 て地委け共 び地 定更 設の託る団 公の 定貸す者体 共滴 す 以 さける夢処 っる 農 的切 外 団な の 地でも、 るのと集分 体利 権条とをよ しの所と 以用 外を 所在立 のの変団も の確 豆 者保 る。 類ち更体の

は

にす

第(第処八事 るにに区委七別分七特権体当(定四六土る 。あ農(員号区の条別原又該第の年条地農 っ業総会)の規 区には農二適法 改地 九理条務 項す \mathcal{O} 頃第一号に規定することとされ 第三条第一項 い区分) て素に云いた。 区には展二週伝 以地 て委合等第区定第等基農地条用律特良に は員区に二長は三のづ地に第に第定法つ 区会を関百に、条特き中つ二つ百承のい 又と思って、特第例新聞い項い工語例は 又と思って、地間、)が第二人語の特 作管て第て十農例特 作官しおして 又理対五は五地 は機象号、号に 養構農口第)つ 定れ項すて及 長な以律条自の中 長(総合区長さないこととされているる地にあったととされている人ととないこととなったの条にいるととされているる地にあっているる地にあっているる地にあっているる地にあっているる地にあって市町村又は市町村又は市 養構農口第一つでは一番では一番では一番では一番である。 るいび 地 第る第 一事三 貸 のを貸該条 付 業当付当第条の務該けず三第出 号務項 け 法は、規定、規 を を特をる項一地 行 足受託事が規定により 営定行農の項及とむ承の地域では認った。 うこと つの同の定年特長 務と法市 と農地あを第一 が のに適用では に適用では を除く。) により により により により により により により により 規都法別に み地方の受二昭 で は第二の条が なに公てけ項和 き すつ共はたの二。き団、者規十 る。

| | | 内 | | 政 | | の 令お法附 -い律 五ては則 号令では よ定の より、同年九月一一日定める日から施行すの日から起算して三日 一日から施行〕三月を超えない 元い 年範

附 則 抄 爭 成 年 七月一 六日 法律第 八七 号 九囲

七政

第 一施 条行 期 〔後 こ自 略の 法 律 は 平 成 + 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す Ź.

第(6令法にす二検検に別設る百計) 討を加え、適宜、適点 水第一に掲げるものについては ではないよる のについては がることのないよる のないよる のは のないよる のないよる のないよる 適切な見直しを行うものとては、地方分権を推進するもの及び新地方自治法に基ようにするとともに、新地ようにするとともに、新地事務については、できる限自治法第二条第九項第一号 適

附 則 抄 伞 成 年 月 **公**月 法 律 第 兀 号

行成な一施 い条行 三範 期 政お律 令いは て 二政公 号令布にでの よ定日 らい。 にから にから 同日起 年か算し 一角施て 一行六 日す月 から施程え

則

カュ らこ 施の 行政 す令附 る。は、 法 の 施 行 \mathcal{O} 日 伞 成 元年 九 月一

附 則 抄伞 成 年 月 日 政 合第 兀 六号

る第(一施 (後): 期 カニ日 略 \mathcal{O} 政 令 は、 平 成 + 年 应 月 日 カ ら施 行

> 施こ 行の す省附 る令 。 。 は**則** 法

 \mathcal{O}

施 行 の

日

伞

成

元年九

月

旦

か

旦

の 省附 令 は則 伞 公 公布の 三年三月一 . Б 施五 行すず 農 る。林 水産省令第 五. 号

附 則 伞 成 七 年 六 月 \bigcirc 日 法 律 第 五 号)

施成な一施 行一い条行 ′七範 七範 期 年囲こ日 一七月政会 抄 令いは、二て、 ○号に よめか より、 ? る 目 ! 同か算

附 則 伞 成 年 六 月 兀 日 法 同年九月から施行、 がら施行、 律 第 五 一す月 七 日からで超え 号

日

関条の略則年行次囲 A関第四十三条の規定 公布の日年一二月一五日から施行] 年一二月一五日から施行] 行する。[平成二一年一二月政次の各号に掲げる規定は、当該囲内において政令で定める日かこの法律は、公布の日から起篁 月政令二八四日当該各号に定場日から施行する 日 第(二下一施月二条行

附 則 抄罕 成三 年 五. 月二 日 法 律 :第三五 号)

施四政

行十令に三へ

な附

経則

過に

措定

置め

は、も

政の

令の

でほ

で定める。

の

法

律

 \mathcal{O}

第 月略な一施 一 い条行 一日から施行」
「平成二三年七月政い範囲内において政会条」この法律は、公友行期日) 月政令第二三四号政令で定める日から起算 日号により、日から施行する歴算して三月な っる。 「後え でを超え

附 則 抄平 -成二五 年 <u>.</u> 月 三 日 法 律 第 0 号

第 略いな 期 日二範こ日 から施行での法律にの法律 [行] ||六年二月政令第四七号によs|| ||おいて政令で定める日から施| ||は、公布の日から起算して4 が が た う て れ 子月 同るを

則 抄罕 -成二六 年 五 月三〇 日 法 律 第 兀 号)

附

第

二八年四 「後略」 (施行期日)

月軍囲の

り、た

ず年

ッ マ る 。 超 ・ を 起

附 則 -成二七 年 九 月 匹 日 法 律 :第六三号)

にす一施 定る条行め。期 ためる日から施る。ただし、次条 この法律は1期日) 抄軍 がの各号に5年は、平成二・ 掲十 げ八 る年 規四 定月 は一、日 当か 該ら

各施

号行

附 則 堊 成 \equiv 年 月 日 政 令第 八

・五正 ・五正 日沙 Ŧi.

五日)から施行する。「後正法」という。)の施行のこの政令は、農地法等の一日)

一後の一 部 (略) (平の日(平の日(平の日)

平成二十一以正する法律

一年(年(以

附 則 号平 成 七 年 凣 月一 五. 日 農 林 水 産

の一施 平特条行 成例期十にこ日

七関の

年する令

月法は、

)一定

か部農

らを地 施改貸 行正付

すすけ

るるに

法関

律す

のる

施農

行地 の法 日等

一律 日の特 省

1令第 九

二布一 ・の 三日附 (以下「公布日」という。) 「略] 条 \mathcal{O} 規 定 公

附 則 (平成三○年日 五月 八 目 法 律第二三

第 附 則 四内においの法律に 施年 行一 元年五 いは、て、 月 政令三一 政公 政令で定 月二四 ○号により、 日 めか 法律 る日起 第一二 から施行する。 号) 同 年 ご 超 後え 月

少令 和 る。号にいる。号にいる。 場がる規模を対する相が 規定は、当該なめる日から施行から起算して立 各行力 たる。超

 \otimes

え

政囲の則 令内に定った ○お 一い公条 に政の第 により、令和二政令で定める日の日から起算2の日から起算2 月 年条 三カュ

> 施 行こ のの 日省 附 ロ(平成三十年九日 有令は、都市農地の 五号) **M 則**(平成三十年 九月一日) 地の貸借の か円ら滑 ら施行する。 常化に関する法律の

年八 月 二八 目 農林 水産省令第

 \mathcal{O} 五.